

# 浜崎地区（マリーナ）・八島地区 小型船置場の 年度更新申請に関する注意事項

※小型船置き場及びけい留施設の更新申請を希望する方は、案内文書とあわせて必ず本書も十分に確認をお願いいたします。

## ■申請にあたっての注意事項

- 小型船置場（陸置き・けい留）使用者が、使用許可期間中に無断で船舶の買い替え等で許可面積や許可重量を超えた場合には使用許可を取り消しします。必ず購入前に石垣市港湾課までご確認ください。
- 小型船置場（陸置き・けい留）の適正な運営と待機者の公平な機会を確保するため、施設使用の権利付きの船舶売買並びに船舶譲渡等の行為は一切禁止しております。
- 申請者名と船舶検査証（及び漁船登録票等）の名義が違う方については、施設利用をお断りすることがありますので、ご注意ください。
- 連帯保証人についても添付資料が必要です。申請者とは別に「港湾課納付確認書」「住民票謄本又は運転免許証の写し」の添付をお願いします。
- 連帯保証人は、同居家族以外の方でかつ石垣市民の方を必ず選任してください。  
※保証を担保するため、同居家族・同一世帯・同一生計の方は連帯保証人に選任できません。その趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。  
※申請者が法人の場合、代表者（社長）を連帯保証人に選任することは可能です。  
※更新申請を希望する者で、島外に居住している方についても、連帯保証人は必ず石垣市民の方を選任していただきますのでご了承ください。
- トラブル防止の点から港湾課で書類の一時預かりは一切行っておりませんので、ご理解ご協力をお願いいたします。

## ■更新対象者

1. 令和7年度に港湾施設使用許可を受けている者で、令和8年度も継続して港湾施設の使用を希望する者。
2. 港湾施設使用料を令和7年度第12期（令和8年3月）分まで納付しており、その他の義務が履行されている者。ただし、電気代、水道代等の使用実績（回数・量）に応じて請求される料金については、以下のとおりとする。

---

(1) ターミナル施設等の電気代・水道代      令和7年度第8期（令和7年11月）分まで納付済みの者

---

(2) それ以外の使用料      令和7年度第9期（令和7年12月）分まで納付済みの者  
（船舶給水料、会議室使用料等）

---

※コンビニエンスストアや金融機関等での納付から入金確認まで、最長で2週間程度かかる場合があります。**更新申請の直前に納付した場合は、納付済みであることを確認するため、必ず領収書（半券）を港湾課までご持参ください。**

## ■必要書類

1. 更新申請 ※下記以外に必要書類の提出を求める場合があります。

申請者本人（共通）			
①	申請書	⑤	船舶検査手帳の写し（両面）
②	港湾課納付確認書	⑥	小型船舶操縦免許証の写し
③	誓約書兼同意書	⑦	代理人が申請する場合は委任状
④	船舶検査証の写し	⑧	2週間以内に納付した各使用料（施設使用料、給水料金等）の領収書
（申請者が法人の場合）①～⑧に加えて			
⑨	法人登記簿本（現在事項証明書）		
（申請者が個人の場合）①～⑧に加えて			
⑩	住民票謄本又は運転免許証の写し		

※コンビニエンスストアや金融機関等での納付から入金確認まで、最長で2週間程度かかる場合があります。**更新申請の直前に納付した場合は、納付済みであることを確認するため、必ず領収書（半券）を港湾課までご持参ください。**

連帯保証人（共通）			
⑪	港湾課納付確認書	⑫	住民票謄本又は運転免許証の写し

2. 解約手続き

①	解約届
②	2週間以内に納付した各使用料（施設使用料、給水料金等）の領収書

※「解約届」は港湾課にてご用意しております。

※解約手続きを行う場合は、過年度分も含めて港湾施設使用料等を完納している（未納はない）ことが条件となります。

港湾施設使用許可の年度更新は、全部で数百件（特に小型船置き場・けい留施設が最多）にもなります。そのため、全ての申請を円滑に処理するためには、申請者皆様のご協力が不可欠です。

期間内での更新申請を怠ると、石垣市港湾施設管理条例及び同規則に基づき港湾施設の継続使用をお断りする（速やかな退去を求める）場合もございますので、期間内の更新申請へのご理解ご協力をお願いします。